

◆ 自動車税環境性能割の特例措置



令和4年(2022年)4月1日現在

次の自動車を令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までの間に初回新規登録により取得するときには、自動車税環境性能割が軽減されます。

バリアフリー特例	軽減要件		軽減措置内容 (初回新規登録に限る)	コード (※3)
	ノンステップバス	一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る	取得価額から1,000万円を控除	01
	リフト付きバス (乗車定員30人以上の空港アクセスバス)		取得価額から800万円を控除	02
	リフト付きバス (乗車定員30人以上)		取得価額から650万円を控除	03
	リフト付きバス (乗車定員30人未満)		取得価額から200万円を控除	04
	ユニバーサルデザインタクシー		一般乗用旅客自動車運送事業者が導入するものに限る	取得価額から100万円を控除

ASV特例	控除対象車両・対象装置		控除対象期間・軽減措置内容(初回新規登録に限る)(※1)		コード (※3)
	○対象装置の略称は次のとおりです。 BSIS:側方衝突警報装置		令和2年 (2020年) 4月1日	令和5年 (2023年) 3月31日	
トラック	車両総重量8t超(※2)	BSIS			11

- ※1 いずれも取得価額からの控除になります。
- ※2 「トレーラー(被けん引車)」は除きます。
- ※3 「自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)」の「バリアフリー・ASV特例」欄に記載するコードです。
- ※4 特種用途自動車(8ナンバー)については、札幌道税事務所自動車税部へお問い合わせください。